

# 1 沿革

- 平成13年1月6日、中央省庁等改革基本法により、厚生省と労働省が統合され、厚生労働省が発足するとともに、東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所を統合して東北厚生局が発足しました。その際、厚生労働省の一部業務が移管され、東北厚生局は、従前の国立病院・国立療養所の管理業務や麻薬取締業務、医師等国家試験などの業務に加えて、医師の臨床研修審査、保健・福祉に関する各種人材の養成施設の指定、補助金の交付等に関する事務、特定機能病院等への立入検査及び健康保険組合・厚生年金基金の指導監督等を所掌することとなりました。
- 平成15年4月1日、組織改正により健康福祉部が設置され、その中に既存の保健福祉課、社会保険課及び指導・監査部門が移設したほか、食品衛生課が新設されました。また、厚生労働省より補助金業務の一部、管理栄養士国家試験等の業務が移管されました。
- 平成16年4月1日、国立病院・療養所が独立行政法人国立病院機構に移行したことに伴い、国立病院・国立療養所の管理業務を行っていた病院管理部は独立行政法人病院機構本部北海道東北ブロック事務所となりました。
- 平成20年10月1日、日本年金機構法により、社会保険事務局から保険医療機関等の指導監査業務が移管されました。平成22年1月、年金関係業務の一部と社会保険審査官業務が移管されました。
- 従来、年金記録問題についての国民の不安を解消するため、総務省行政評価局に年金記録確認第三者委員会が設置されていましたが、平成27年4月1日、新たな年金記録訂正の事務業務が地方厚生局の所掌とされました。
- 平成28年4月1日、今後の高齢社会に向け、全国の市町村で地域包括ケアシステムを構築することが喫緊の課題となっている中で、都道府県の市町村支援業務の円滑な実施に資することを目的に、地方厚生局に地域包括ケア推進課が設置されました。

## ◇東北地方医務局

## ◇東北地区麻薬取締官事務所

昭和20年12月 1日	厚生省医療局東北出張所として発足	
昭和21年12月27日	厚生省医務局東北出張所と改称	
昭和24年 6月 1日	東北医務出張所と改称	
昭和26年 4月 1日		東北地区麻薬取締官事務所発足
昭和38年 4月 1日	東北地方医務局と改称	

## ◇ 東 北 厚 生 局

平成13年 1月 6日	東北厚生局 発足	(東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所を統合及び本省から業務の一部が移管)
平成15年 4月 1日	健康福祉部の設置、本省から業務の一部が移管	
平成16年 4月 1日	病院管理部の機能を独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所へ移管	
平成20年10月 1日	社会保険事務局から保険医療指導監査業務が移管	
平成22年 1月 1日	社会保険事務局から年金関係業務の一部と社会保険審査官業務が移管	
平成27年 4月 1日	年金記録訂正の事務業務を新たに所掌	
平成28年 4月 1日	地域包括ケア推進課を新設	